



# 2月6日から始まります 市県民税の申告相談

お問い合わせは

税務課市民税係

☎49-3111(内線232・233・216)

二月六日から平成十二年分市県民税の申告相談が始まります。個人の市県民税の税額は、皆さんから提出いただく申告書から算出されます。税は私たちが快適な市民生活を送るうえで、欠かすことのできない大切なものです。期間内に正しい申告をしましょう。

## 申告が必要なかたは

○年金所得だけのかた  
※医療費、社会保険料などの各種控除を受けようとするかたは申告が必要です。

## 営業所得・不動産 所得があるかたは

○営業所得や不動産所得があると思われるかたには、市県民税の申告書と一緒に収支計算書をお送りしています。収支計算書に記入のうえ、申告書に添付してください。

また、十二年中に新たに事業を始めたかたで、収支計算書が送られていない場合は市役所税務課へご連絡ください。

## ○収支計算をしないかた

作付面積が小さかつたり、高齢などのため記帳していないかたのために、市では「農業所得標準」を決めています。この「農業所得標準」で申告するかたは、申告書に同封の「農業所得標準の計算書」に記入のうえ、次のものを必ずご持参ください。

▽農産物を出荷したかたは、出荷証明書や販売代金の精算書など収入金額が分かるもの。

※農産物を出荷していないかたは、収穫量を控えてください。  
▽経費として控除するための次の  
（例・収支計算ノート、領收  
領収書など）

## 申告が不要なかたは

- 12年中に所得がなかつたかたで、市県民税申告書が送られたかた
- ※この場合は、市県民税申告書裏面の「収入のなかつた方へ」欄に記入のうえ、申告してください（郵送でも申告できます）。
- 大館市に住んでいなくても、13年1月1日現在、大館市に事務所、事業所があるかた

## 農業所得があるかたは

### ○収支計算をするかた

農業所得についても、個々の納稅義務者が収支計算することになっています。収支計算とは、売上金などの収入金から必要経費を差し引いて所得を計算することです。収支計算書を必ず作成のうえ、確認のための帳簿など（例・収支計算ノート、領收

## よくわかる農家の青色申告説明会

|     |                             |
|-----|-----------------------------|
| とき  | 1月29日(月)<br>9時～12時          |
| ところ | 職業訓練センター<br>蒔苗誠税理士          |
| と講定 | 員40人(先着順)<br>締め切り：1月23日(火)  |
| 申問  | 市役所農業委員会<br>☎49-3111(内線344) |